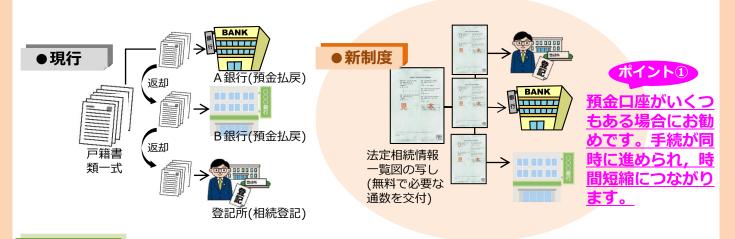
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用 することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました!この制度を利用することで、各 種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続で必要となる書類は,各機関で異なりますので,必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

1

出 法 公定相続·

人又は代理

人

2 確

交 付

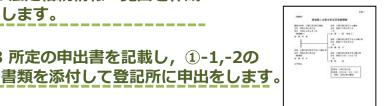
登

記 所 ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄 本等を収集します。





①-3 所定の申出書を記載し、①-1,-2の



B市役所

戸籍の収集や一覧図 の作成に時間的余裕 がない場合は、専門 家 (※2) に依頼する ことも可能です。

ポイント2



②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付, 戸除籍謄本等の返却

未来につなぐ相続登記

不動産の相続登記 をお忘れなく

③ 各種相続手続へお使いください。 次の世代へのつとめです (戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)



※2 弁護士,司法書士,土地家屋 調査士,税理士,社会保険労務士, 弁理士, 海事代理士, 行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、

法務局ホームページ

をご覧ください。

名古屋法務局

(3) 利